



日本工営グループ 企業行動基準

平成18年10月



日本工営グループの役員・従業員みなさんへ

さまざまな法令の制定や改正、CSR（企業の社会的責任）への社会的要請など企業を取り巻く環境の急激な変化に対応して、日本工営グループは、平成18年4月、平成13年に策定した企業行動指針を改定し、グループ企業行動憲章を制定しました。

本憲章に定められた諸原則に基づき、私たちが日々行動していくための具体的な基準として、平成18年10月に、日本工営グループ企業行動基準を策定しました。従来、行動基準は各部門ごとに策定されていましたが、それぞれに共通する部分も多いため、憲章制定にあわせて、日本工営グループ全体に適用する同一の行動基準を策定したものです。

経営理念や行動憲章に謳われた価値観、信条にもとづくとともに、この行動基準に従い業務を遂行することは、日本工営グループに所属する役員、従業員一人ひとりの責務です。常に行動基準を手元におき、これを規範として日々行動してください。

平成20年6月27日
日本工営株式会社

社長

廣瀬典昭



日本工営グループ企業行動基準

目次

 社会全般に対して	
(1) 人権の尊重と法令の遵守	1
(2) 地域・世界への貢献	1
(3) 地球環境への配慮	2
(4) 安全への配慮	3
(5) 透明な事業活動の推進	3
(6) 情報管理の徹底	4
(7) 知的財産の尊重	4
 顧客のみなさまに対して	
(1) 信頼の獲得	5
(2) 公正かつ自由な営業活動の実施	5
(3) 技術の研鑽	6
(4) 品質管理の徹底	6
 株主・投資家のみなさまに対して	
(1) 企業活動への理解促進	7
(2) 情報の適時開示	7
 取引先のみなさまに対して	
(1) 公正な取引の実行	8
(2) 取引先の選定	8
 従業員に対して	
(1) 活力ある就業環境の醸成	9
(2) 人材の育成	10
 運用	11

日本工営グループ企業行動基準(以下、行動基準)は、日本工営グループ企業行動憲章に基づき、役員・従業員が業務活動を行うにあたり、具体的な基準を定めたものです。

この行動基準は、日本工営株式会社(以下、日本工営)および子会社の役員・従業員(派遣社員等を含む)に適用します。



社会全般に対して

(1) 人権の尊重と法令の遵守

社会の構成員として国の内外を問わず常に人権を尊重し、法令と社会規範を遵守します。

(1)－1 人権を尊重し、不当な差別は行いません。

(1)

人権を尊重し、人種、国籍、性別、思想、信条ならびに社会的身分などを理由に差別は行いません。また、ILOの勧告に反する児童労働やあらゆる形態の強制労働を認めません。

※ILO：国際労働機関

(1)－2 法令を遵守し、社会的良識をもって行動します。

(2)

国の内外を問わず、社会規範、法令ならびに社内規程等を遵守するとともに、高い倫理観と社会的良識をもって行動します。

(1)－3 独占禁止法、不正競争防止法等の競争法を遵守します。

(3)

独占禁止法、不正競争防止法等の競争法を遵守し、営業活動はもとより業務の受注および業務執行において不正行為はしません。また、その疑いを持たれる行動もしません。

(2) 地域・世界への貢献

グローバルな視野をもちつつ国や地域の歴史・文化を尊重し、地域特性に応じた技術サービスや製品の提供により地域・世界へ貢献します。また、良き企業市民として、人々の暮らしが平和で豊かになるよう積極的に社会貢献活動を行います。

(2)－1 国や地域の持続的な発展を可能にする技術を提案します。

(4)

技術サービスや製品の提供にあたり、国や地域の歴史・文化を尊重するとともに、グローバルな視点にたち、その持続的な発展を可能にする技術を提案します。

(2)－2 蓄積した技術を社会に還元するよう努めます。

(5)

業務を通じて培われた技術や経験を、学会や論文あるいは社外講演会等で積極的に発表します。また、開発途上国における技術サービスの提供にあたっては、技術移転を適切に行います。

(2)－3 バリアフリー社会の実現に努めます。

(6)

技術サービスや製品の提供にあたって、社会的に弱い立場にある方々に配慮し、バリアフリー社会の実現に努めます。

(2)－4 自然災害等に対して人道的支援を行います。

(7)

自然災害等の発生時には、企業市民として地域住民に対し、積極的に人道的支援を行います。

(2)－5 地域社会への協力および社会貢献活動を行います。 (8)

研修生の受入れや社外への講師派遣など地域社会への協力、貢献活動を行います。また、公益信託久保田豊基金に対する支援活動を通じ、開発途上国の技術者育成に協力します。

※故・久保田豊氏は、日本工営の創業者

(2)－6 社会的課題に取り組むにあたり、問題解決に必要なNPOやNGO等とも連携します。 (9)

社会貢献や地球環境保全の活動にあたり、問題解決に必要なNPOやNGO等とも連携し、健全な社会の発展に貢献します。

(3) 地球環境への配慮

自然環境と生活環境の調和したより豊かな人間環境の創造をめざし、環境保全と資源の有効活用に努めます。

(3)－1 地球温暖化対策の推進や循環型社会の形成に取り組めます。 (10)

事業活動において、廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化による廃棄物削減、省資源に努め、環境負荷を低減する循環型社会の形成に取り組むとともに、グリーン調達、省エネルギー等の活動を積極的に進めます。

※廃棄物の発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再資源化(Recycle)の英語の頭文字をとって3R(スリーアール)政策と呼ばれる(経済産業省が推進する政策)

(3)－2 環境負荷低減のための技術開発に努め、技術サービスや製品作りを目指します。 (11)

環境保全・創出、新エネルギー利用、省エネルギーに関する技術の研究と開発に努めるとともに、最適な技術を活用して環境負荷の低減に資する技術サービスや製品作りをめざします。

(3)－3 産業廃棄物等を適正に処理します。 (12)

事業活動を通じて発生する産業廃棄物等を適正に処理します。特に人の健康や生活環境に被害を及ぼすおそれのある廃棄物については、徹底した管理を行います。

(3)－4 日本工営の「環境配慮10ヶ条」を規範として行動します。 (13)

豊かな人間環境の創造を目指して定めた日本工営の「環境配慮10ヶ条」を環境への取組みに対する行動規範とします。



(4) 安全への配慮

企業活動のあらゆる場面で人の安全を最優先します。

(4)－1 安全管理体制を構築し、安全を最優先として行動します。(14)

業務の実施にあたっては、関係者すべての安全を最優先に安全管理体制を構築します。事故や災害が予見された場合は速やかにその状況を調査し、原因究明と予防に努めます。

(4)－2 緊急時の対応を定め実行します。(15)

危機管理対応のため緊急連絡および対策本部の設置などを明記した所定のマニュアルを整備します。事故や災害が発生した場合は、これに従って迅速に対応するとともに、社内外へ必要な報告と情報の開示を行い、事故等の再発防止に努めます。

(5) 透明な事業活動の推進

社会とのコミュニケーションを保ち、健全な関係を維持するとともに、透明性の高い開かれた事業活動を推進します。

(5)－1 広く情報を収集し、適切に事業活動に反映させます。(16)

社会の動向や会社経営に対する意見を含め広く情報を収集し、それらを適切に事業活動に反映します。

(5)－2 ステークホルダーが求める情報を開示し、説明責任を果たします。(17)

環境や社会の安全などにかかわる会社の情報を適時かつ適切に開示し、社会への説明責任を果たします。また、情報は常に事実に基づくものとし、事実の隠蔽や恣意的な修正はしません。

(5)－3 業務に対する理解の促進を図ります。(18)

業務の実施にあたり、地域住民等の関係者に対し、説明会等さまざまな方法により、相互理解の促進に努めます。

(5)－4 政治・行政とは健全かつ正常な関係を維持します。(19)

政治・行政とは利益供与など癒着と誤解される行為は決して行わず、透明性が高い関係を構築します。

(5)－5 反社会的な団体・個人への利益供与等を行いません。(20)

反社会的な団体や個人に対しては、いかなる名目であれ利益供与などを行いません。また、業界団体や地域企業等と情報を共有し、関係機関と協議のうえ結束して反社会的勢力の排除に向けた取組みに努めます。

(6) 情報管理の徹底

顧客情報、個人情報を含む職務上知り得た全ての情報の保護・管理を徹底し、不正利用と漏洩の防止を図ります。

(6)－1 秘密情報を適切に保護・管理します。 (21)

情報セキュリティの基本方針に基づき、情報基盤の整備などを進めます。顧客情報や個人情報ははじめとする全ての情報に対する重要性を認識し、秘密情報は、その収集、記録、管理、利用、廃棄において適切に取り扱います。

(6)－2 守秘義務を徹底します。 (22)

契約上の守秘義務は、業務遂行における基本とします。顧客、取引先をはじめ経営、技術、営業などの公式または非公式の全ての秘密情報を適切に管理し、許可なく第三者に開示したり、役員・従業員が自己のために使用するなどの不正利用を防止します。

(7) 知的財産の尊重

知的財産を保護・管理するとともに、積極的に活用します。また、他者の知的財産を尊重します。

(7)－1 知的財産を積極的に活用します。 (23)

会社の保有するノウハウ・新技術を含む知的財産を、社会に役立つよう積極的に活用します。

(7)－2 知的財産権を侵害しません。 (24)

保有する特許権、著作権、商標権等の知的財産権を適切に保護し管理するとともに、ソフトウェアの違法なコピーなどによって他者の保有する権利を侵害しません。



顧客のみなさまに対して

(1) 信頼の獲得

誠意をもって顧客のみなさまに接し、優れた技術サービスと製品を適正な価格により提供し、高い信頼と評価を得て顧客のみなさまと喜びを共にします。

(1)－1 優れた技術サービスと製品を提供します。 (25)

誠実に業務を遂行することにより、優れた技術サービスと製品を提供し、顧客に満足いただけることを目指します。

(1)－2 コンサルティング・サービスの実施にあたり、中立・独立性を堅持します。 (26)

技術者倫理および企業倫理に基づいて、コンサルタントとして中立・独立性を堅持します。また、当該業務の工事請負等に特別な利害関係を持つ第三者からの協力、支援ならびに便宜供与は受けません。

(1)－3 正確なデータに基づいた報告を行います。 (27)

虚偽の報告やデータの改ざんなどは決して行わず、技術サービスと製品の信頼性を堅持します。また、第三者から情報・データの収集を行う場合は客観的な情報の収集に努めます。

(1)－4 業務に対する問合せや苦情に誠実に対応します。 (28)

顧客のみならず、地域住民の方から、業務について問合せや苦情があった場合には、速やかに調査のうえ誠実に対応します。

(2) 公正かつ自由な営業活動の実施

不正な手段による利益の追求を排し、公正かつ自由な競争を基本とした営業活動を展開します。

(2)－1 公正な競争のもとで受注を目指します。 (29)

公正で自由な営業活動を行い、適正に収集した情報に基づいて最適な技術提案と適切な積算価格によって受注を目指します。また、品質や安全に影響を及ぼすような価格での応札は行いません。

(2)－2 顧客からの入札指名に対し誠意ある対応を行います。 (30)

顧客からの入札指名には誠意をもって対応します。指名を辞退する場合でも、所定の社内承認手続を経て決定し、顧客に対して理由を説明します。

(2)－3 贈収賄やそれと疑われる行為を行いません。 (31)

事業活動に際し、いかなる相手に対しても贈収賄やそれと疑われる行為および社会通念上過度な便宜供与は行いません。

(3) 技術の研鑽

常に先端を目指す技術の研究と開発に取り組み、プロフェッショナル集団であるとの誇りを持ち、優れた技術と知識の蓄積・共有に努めます。

(3)－1 技術力・専門性の向上に努めます。 (32)

高い品質の技術サービスや製品を提供するために、常に技術力の向上に努めます。また、常に最新の専門技術の動向や法改正などの情報収集を行い、安全、環境、人権等への配慮に努めます。

(3)－2 学会・協会等の活動に参加します。 (33)

学会や協会等の活動に積極的に参加し、技術と知識を蓄積し共有するとともに技術者間の交流に努めます。

(4) 品質管理の徹底

技術サービスと製品の優れた品質を保持するため、万全の品質管理を行います。

(4)－1 品質マネジメントシステムで定めた手順に基づき、品質確保に万全を期します。 (34)

提供する技術サービスや製品について、安全性を確保しつつ顧客の信頼を得られるよう品質確保に万全を期します。このため、ISO9001に基づく品質マネジメントシステムなどに定めた手順に基づき、品質管理を徹底します。

(4)－2 契約期間を厳守し、適正な精算業務を行います。 (35)

契約に定められたサービスや製品は、契約期日内に完了・納品します。やむを得ない理由で遅れるおそれがある場合には、速やかに顧客に理由を説明するとともに対応策を提案し協議します。また、契約金額の精算・請求は、契約書に基づき公正に行います。

(4)－3 瑕疵責任に対しては誠実な対応を行います。 (36)

技術サービスや製品に瑕疵責任が発生した場合は、迅速かつ誠実に対応します。また、原因を究明し再発防止策を講じるとともに社内外への必要な報告と情報の開示を行います。



株主・投資家のみなさまに対して

(1) 企業活動への理解促進

IR活動を通じて株主・投資家のみなさまとの積極的なコミュニケーションを図り、企業活動への理解を深めていただけるよう努めます。

(1)－1 コーポレートガバナンスによる信頼性の確保に努めます。 (37)

コーポレートガバナンスに関する方針を徹底してその施策を実施し、経営の透明性と信頼性の確保に努めます。

(1)－2 企業情報を迅速かつ公平に提供します。 (38)

株主・投資家に対し積極的にIR活動を行います。企業情報は、会社の経営理念、経営方針、事業見通し、収益状況、利益配分に関する基本方針などの市場関係者のニーズの高い情報に重点を置いたものとし、迅速かつ公平に提供します。

※IR:Investor Relations(株主・投資家向けの広報)

(1)－3 開かれた株主総会を行います。 (39)

株主総会は株主と会社とのコミュニケーションを密にすることのできる大切な場ととらえ、開かれた株主総会を行います。

(1)－4 インサイダー取引関連法規を遵守します。 (40)

自社や他社の株価に影響のある業務上知り得た重要な情報を会社が公表する前に、自社、個人または特定の第三者を利するために漏洩しません。また、会社の職位、職務あるいは取引関係を利用して知り得たインサイダー情報による不正な株式等の取引は行いません。

(1)－5 環境保全活動や社会貢献活動に対する理解の促進に努めます。 (41)

IR活動を通じて株主・投資家に対し、会社が取り組んでいる環境保全活動や社会貢献活動を伝え、その活動に対する理解の促進に努めます。

(2) 情報の適時開示

企業情報を公正かつ適時に開示し経営の透明性を高め、社会の信頼を得ることに努めます。

(2)－1 企業情報を公正かつ適時に開示します。 (42)

法令等に基づく情報開示を適正に行うほか、企業情報を適時かつ適切に伝える広報活動を行います。また情報は、正確な事実に基づくものとし、事実の隠蔽や改ざんは行いません。

(2)－2 適正な会計処理を行います。 (43)

財務・税務会計の正確性および信頼性を確保するため、企業会計原則や税法などの関連法規を遵守し、適正な会計処理を行います。



取引先のみなさまに対して

(1) 公正な取引の実行

ビジネスパートナーである取引先のみなさまとは、互いの立場を尊重して公正な取引を行います。

(1)－1 取引は契約に基づいて行います。 (44)

事前に合意した条件に基づいて適正に契約を締結し、これに従って公正に取引を行います。

(1)－2 優越的地位の濫用は行いません。 (45)

取引先とは相互信頼に基づいた関係を維持し、不当な負担や経済的損失を強いることはしません。また、取引先の経営に不当に介入しません。

(1)－3 金品の贈与や接待は受けません。 (46)

社会通念上許される範囲を超えて、取引先からの金品の贈与や接待は受けません。

(2) 取引先の選定

サービスや物品の調達に際し、公正な基準により取引先を選定します。

(2)－1 公正な基準に基づいた調達を行います。 (47)

安全、品質、環境、価格、納期などに関する調達基準に沿って、公正に評価のうえ取引先を決定します。また、サービスや物品の調達にあたっては、日本工営グループ企業行動憲章や行動基準への賛同を得るように努めます。

(2)－2 不適切な便宜を図りません。 (48)

取引上の立場を利用して特定の取引先に対し、不適切な便宜を図りません。



従業員に対して

(1) 活力ある就業環境の醸成

自由闊達な企業風土のもと意欲と能力ある従業員の雇用を守り、活力とゆとりある就業環境づくりに努めます。

(1)－1 雇用機会の均等を図り、職場における差別を行いません。(49)

一人ひとりの人格、個性を尊重し、人種、国籍、性別、思想、信条ならびに社会的身分などを理由として雇用機会の制限や処遇の差別は行いません。

(1)－2 職場における不当な取扱いは行いません。(50)

セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなど、職場における不当な取扱いや嫌がらせは行いません。

(1)－3 組織内のコミュニケーションを充実させます。(51)

活力とゆとりある就業環境を構築するため、労使協調を重んじるとともに、風通しの良い組織内のコミュニケーションを充実させます。

(1)－4 公正で公平な評価と適切な処遇を行います。(52)

公正で公平な考課制度に基づき、従業員の能力・適性および業績を評価し、適切に処遇します。

(1)－5 仕事と家庭の両立支援に取り組みます。(53)

健康を保ち、ゆとりや豊かさを実感できる就業環境の維持・促進に努めます。また、さまざまなライフスタイルに対応するため、労働時間の短縮や雇用形態、勤務形態の多様化に努めます。

(1)－6 個人のプライバシーを尊重し保護します。(54)

個人のプライバシーを尊重し保護します。また、個人の秘密情報は細心の注意をもって取り扱い、それを漏洩したり、不必要に取得しません。

(1)－7 利益相反となる行為は認めません。(55)

従業員個人の利益が会社の利益と対立する、あるいは、対立するおそれのある行為は認めません。

(1)－8 就業中の政治活動や宗教活動に対しては制限を設けます。(56)

個人の政治的信条や宗教の信仰は尊重します。ただし、勤務時間中および職場においては、政治および宗教団体の勧誘等の活動は禁止します。

(2) 人材の育成

高い倫理観を持ち、創造性と優れた専門性を有する人材育成に努めます。

(2)－1 倫理に関する教育や啓発活動を推進します。 (57)

企業倫理および職業倫理に関する教育や啓発活動を継続的にを行います。

(2)－2 能力開発を支援します。 (58)

従業員の専門知識や技術を高める仕組みや制度を整備します。さらに、公的資格の取得を奨励し支援します。

(2)－3 社会貢献活動への参加を支援します。 (59)

従業員が自発的な社会貢献活動に参加することを奨励し支援します。



運用

(1) 行動基準の制定および改定等

この行動基準は、日本工営においては企業行動会議の承認を経て社長決裁により、制定・発効します。子会社においては、各社の承認手続きにより、制定・発効します。改定は、必要に応じて同様の手続きにより行います。なお、子会社は日本工営の承認を得て行動基準と矛盾しない範囲で、その内容を一部変更することができます。

(2) 役員・従業員の責務

役員・従業員は、行動基準に則り行動する責務を負います。また、役員・従業員は、自らの指揮命令下にある従業員に対して、行動基準に則り行動するよう指導・監督するとともに自ら率先垂範する責務を負います。

(3) 違反時の措置

行動基準に違反した場合は、その内容に応じて、就業規則等に定めた懲戒処分が適用されます。

(4) 相談・通報窓口

判断に迷ったときや行動基準に違反した行為または違反するおそれのある行為を知った従業員は、まず上司に相談してください。相談を受けた上司は、適切に対応する責務を負います。

上司への相談が困難な場合は、日本工営または子会社が定める相談・通報窓口にご相談・通報してください。相談・通報したことによって、会社から不利益な取扱いを受けることはありません。

(5) 問合せ先

本行動基準についての不明な点、解釈等の問合せ先は、日本工営のリスク管理委員会事務局および同委員会の部会事務局とします。子会社においては、各社が定めた組織へまず問い合わせてください。

以 上

平成18年10月制定

誠意をもってことにあたり、
技術を軸に社会に貢献する。